### 厚生科学審議会の構成について

### 厚生科学審議会

[30名以内] 厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)により設置

### 感 染 症 分 科 会

厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)により設置

感 染 症 部 会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を 処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられ た事項を処理すること。

結 核 部 会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理 すること。

### 生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)により設置

#### 科学技術部会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

#### 医療関係者部会

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校 又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調 査審議すること。

#### 疾病対策部会

特定の疾患(難病、アレルギー等)の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議すること。

### 地域保健健康增進 栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病 対策に関する重要事項を調査審議すること。

### 生活環境水道部会

<u>建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び</u> 水道に関する重要事項を調査審議すること。

### 生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を 調査審議すること。

### 医薬品販売制度改正 検討部会

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実 効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直し について調査審議すること。

### 健康危機管理部会

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるお それがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分 科会・部会に所掌に属するものを除く。

# (委員会の設置)

第八条 を設置することができる。 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会

### (準用規定)

第九条 長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分あるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会 する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」と 読み替えるものとする。 科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」と 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用

### (雑則)

第十条 この規程に定めるもののほか、 営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。 審議会、分科会又は部会の運

# 厚生科学審議会運営規程

(平成十三年一月一九日 厚生科学審議会決定)

に基づき、この規程を制定する。 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)第十条の規定

### (会議)

する。 第一条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集

- に通知するものとする。場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員2の会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

# (審議会の部会の設置)

同じ。)を設置することができる。(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会

査審議させることができる。 2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調

### (諮問の付議)

科会又は部会に付議することができる。第三条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分

# (分科会及び部会の議決)

とすることができる。 第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決

### (会議の公開)

場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。の他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権そ第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、

など必要な措置をとることができる。
2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる

### (議事録)

らのとする。第六条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載する

- 一会議の日時及び場所
- ものとする。
- 二 議事となった事項

出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏

- 部又は一部を非公開とすることができる。 益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全おそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼす
- するものとする。
  会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、

# (分科会の部会の設置等)

第七条の分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部

会を設置することができる。

- 事項を前項の部会に付議することができる。2.分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議
- することができる。
  3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決と
- て調査審議させることができる。4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同し

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- う。員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委
- の議決とすることができる。6の議決をもって審議会の議決をもって審議会

(部会) (部会)

とができる。第六条の審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くこ

- かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- うちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員の
- 議会の議決とすることができる。おいて同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審6「審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項に

### (議事)

しなければ、会議を開き、議決することができない。第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席

- よる。したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに2.審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席
- (資料の提出等の要求) 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

他必要な協力を求めることができる。
きは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めると

(庶務)

のについては厚生労働省健康局生活衛生課において処理する。労働省健康局結核感染症課において、生活衛生適正化分科会に係るもし、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては厚生第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括

(雑則)

に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。第十条(この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営

附則

号)

)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八

# 厚生科学審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十三号)

項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条第二

### (組織)

内で組織する。 第一条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以

- 時委員を置くことができる。2.審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨
- 員を置くことができる。
  ・審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委

## (委員等の任命)

大臣が任命する。第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働

## (委員の任期等)

任者の残任期間とする。 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

- 委員は、再任されることができる。
- 了したときは、解任されるものとする。4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職

務を代理する。

- そのではちらに、手軽さのではほちのこう。 これでしまので 夏に帰第五条 - 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科(分科会)

げるとおりとする。 会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲

生活衛生適正化分科会 感染症分科会 名 称 二 検疫法(昭和二十六年法律第二百 律第百六十四号)の規定により審議会 号)及び感染症の予防及び感染症の患 の権限に属させられた事項を処理する び振興に関する法律(昭和三十二年法 を調査審議すること。 ること。 会の権限に属させられた事項を処理す 年法律第百十四号)の規定により審議 者に対する医療に関する法律 すること。 する医療に関する重要事項を調査審議 生活衛生関係営業の運営の適正化及 生活衛生関係営業に関する重要事項 感染症の予防及び感染症の患者に 所 掌 事 務 (平成十

- 任する。 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選

3

厚 生 学 審 議 審会

第 八 条 厚 生厚科 労 生 科 働 大 学 臣 議 0) 会 諮 問 は に 次 応 に じ 掲 て げ 次 る に 事 掲 務 げ を る **つ** 重 か 要 さ 事 بملح 項 る を

と 1 疾 病  $\mathcal{O}$ <del>\*</del> 防 及 び 治 療 に 関 す る 研 究 そ 0 他 所 掌 事 務 に 調 関 査 す 審 る 議 科 学 す 技 る 術 ۲

口 号 公 衆 衛 生 に 関 す る 重 要 項

に

る

重

項

前 口 に 掲 げ る 重 要 事 項 に 関 し 厚 生 労 働 大 臣 又 は 関 係 行 政 機 関 に 意

見 厚を 述 ベ る ۲ と

定 り 婦 感 又 師 染は 准 生 症認 き 看 労 定 ゅ 護 働 に う 婦 大 関 師 臣 す 又 理 又 る は 学 は 感 重 柔 療 文 要 法 道 部 事 整 士 科 項 復 を 師作 大 調の 業 臣 査 学 審 校法 議 又 士 問 す は る 養 あ 応 ۲ 成ん ľ と 所 摩 7 若 保 健 < サ 婦 は 1 養 ジ 助 成指 産 施圧婦 設師  $\mathcal{O}$ 看 指は護

四 の前に生法 属 関 律 さ 係 第 せ営 百 ら 業  $\sigma$ れの 四 予 た 運 防 事 営 項  $\mathcal{O}$ び を 適 検 処 疫 Œ 染 法 理 化 症 す 及  $\overline{\phantom{a}}$  $\sigma$ び昭 る 患 ۲ 振 和 者 لح \_ 興 に + に 忟 六 関 す 年 す る 法 医 る 律 法 療 第 律 に のニ 関 百 規 す 定 ----る に号 法 ょ 律 及 ŋ そび平 の生成 権活 + 限衛年

2 定 そ め 他 項 の に 職 員 そ る の £ 他 O厚 O生 ほ 科 か、 学 審 厚 議 生 会 科 に 関 審 L 議 必 会 要 0) な 事組 項織 に 所 つ 掌 V 事 て は務 ` 及 政び

> 令 委

> で員